平成 18 年(行ウ)第 467 号、平成 19 年(行ウ)第 224 号、平成 20 年(行ウ)第 108 号

下北沢都市計画道路事業認可差止等請求事件

原 告 原田 学 ほか

被 告 東京都、国

参加人 世田谷区

# 準 備 書 面 21

平成21年6月5日

東京地方裁判所民事第2部A係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 斉藤 驍 ほか

補助54号線の横断面、縦断面についての東京都に対する再度の求釈明

- 第1 原告準備書面 18 における求釈明とこれに対する東京都の回答
  - 1 原告準備書面 18 における求釈明

原告らは、準備書面 18 において、補助 54 号線の構造に関する平成 15 年都市 計画変更決定の違法性を論じるなかで、東京都に対し、補助 54 号線の第 2 期工 区、第 3 期工区の横断面、縦断面について、以下の求釈明をした。(原告準備書 面 18・8 頁)

(原告準備書面 18 からの抜粋)

(5) 求釈明 - 補助 54 号線の横断面、縦断面について

ところで、東京都は、補助 54 号線の第 1 期工区の横断面、縦断面については明らかにしているが(丙 28 の 1 の 1、丙 28 の 2 の 1) 第 2 期工区、第 3 期工区の横断面、縦断面を明らかにしていない。

道路の構造の適法性を判断するためには、道路の構造の連続性を検討する

ことが不可欠であり、第2期工区、第3期工区の横断面、縦断面は、そのための基礎的な資料となるものである。

そこで、原告らは、東京都に対し、第2期工区、第3期工区の横断面、縦断面を示す図(上記丙28の1の1、丙28の2の1と同様のもの)を証拠として提出するよう求める。

#### 2 東京都の回答

これに対し、東京都は、東京都準備書面 (8)において、以下の回答をした(東京都準備書面 (8)・3頁)。

(東京都準備書面(8)からの抜粋)

#### 第1 求釈明について

- 1 原告らは、被告東京都に対し、「第2期工区、第3期工区の横断面、縦断面を示す図(上記丙28の1の1、丙28の2の1と同様のもの)を証拠として提出するよう求める。」旨求釈明している(原告準備書面18・8頁(5))。
- 2 しかし、現時点では、事業認可申請がされておらず、事業対象区間に係る図面等の資料も提出されていない。

したがって、被告東京都は、原告らが証拠として提出を求める図は所持 していない。

#### 第2 再度の求釈明

#### 1 東京都の意図的な釈明の回避

しかしながら、第2期工区、第3期工区については、事業認可申請されていないのであるから、事業認可申請のための図面を東京都が所持していないことは当然であり、したがってまた、原告らが、第2期工区、第3期工区の事業認可申請のための図面そのものの開示を求めていないことも明らかである。

ところが、東京都は、意図的に、原告らの求釈明を曲解し、釈明を回避しよ うとしているのである。

#### 2 再度の求釈明

そこで、原告らは、東京都に対し、以下のとおり、再度、釈明を求める。

(1) 補助54号線の第2期工区、第3期工区の横断面について

#### ア 横断面の図面

補助 54 号線の第 2 期工区、第 3 期工区の幅員構成が示された横断図を証拠として提出されたい。

丙28号証の2の1と類似する図面の提出を求めるが、丙28号証の2の1と、形式、精度等において異なっているものでも構わない。

### イ 横断面に関する文書、資料

補助 54 号線の第 2 期工区、第 3 期工区の幅員構成が示された文書、資料 を証拠として提出されたい。

第1期工区の幅員構成(横断面)に関する文書としては、「(認可申請にあたっての参考資料)補助線街路第54号線及び世田谷区画街路第10号線の幅員構成について」(丙28の5)があり、これと類似する文書または類似する内容が書かれた資料の提出を求めるが、丙28号証の5と形式、情報量等において異なっているものでも構わない。

(2) 補助54号線の第2期工区、第3期工区の縦断面について

#### ア 縦断面の図面

補助 54 号線の第 2 期工区、第 3 期工区の勾配が示された縦断図を証拠として提出されたい。

丙 28 号証の 1 の 1 と類似する図面の提出を求めるが、丙 28 号証の 1 の 1 と、形式、精度等において異なっているものでも構わない。

## イ 縦断面に関する文書、資料

補助 54 号線の第 2 期工区、第 3 期工区の勾配が示された文書、資料を証拠として提出されたい。

以上